

第 1 4 3 号議案

足立区補助金等見直し評価委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区補助金等見直し評価委員会条例

(設置)

第 1 条 足立区の補助金等に関し、補助内容の適格性及び公益性を検証することにより、補助金等の透明性の向上を図るため、区長の附属機関として、足立区補助金等見直し評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 補助金等の見直しに関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱する委員 6 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成22年度の末日をもって満了する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

| | |
|-----------------|-----------|
| 足立区補助金等見直し評価委員会 | 日額 7,000円 |
|-----------------|-----------|

(提案理由)

補助金等見直し評価委員会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。